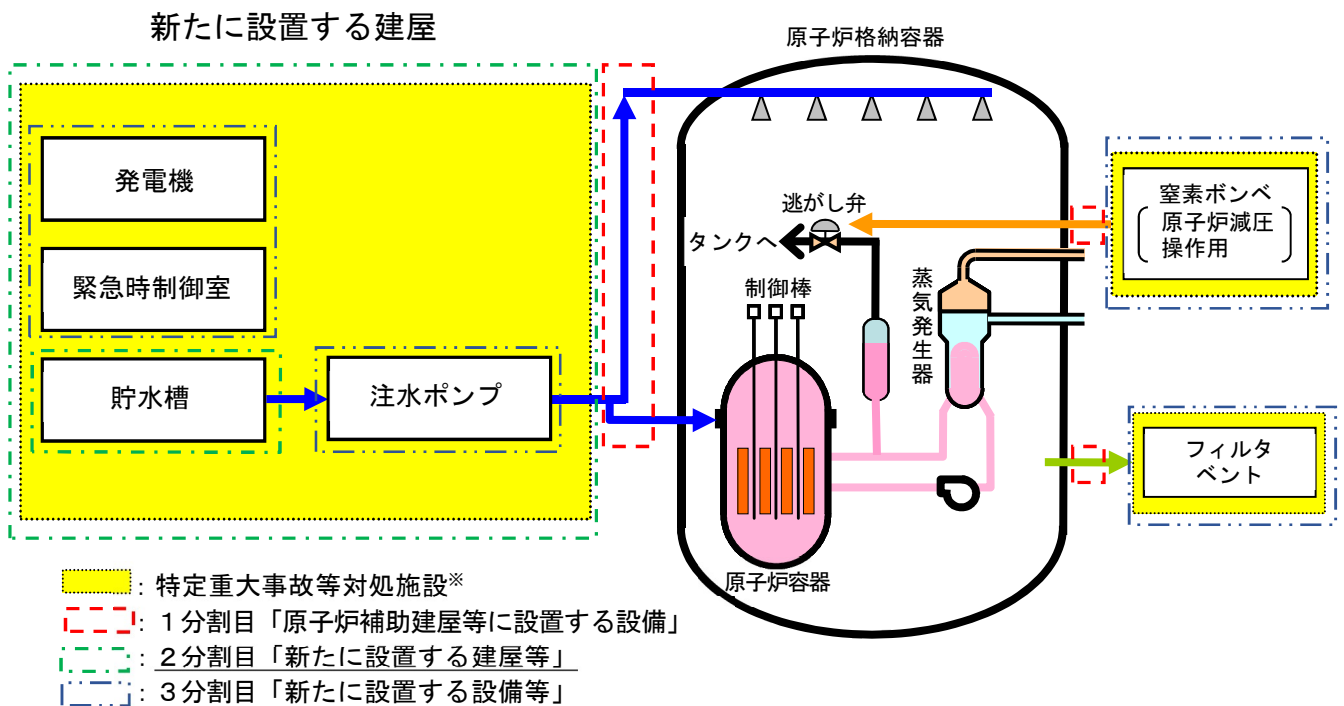


主な補正内容について

1. 玄海原子力発電所の特定重大事故等対処施設の工事計画認可申請については、「原子炉補助建屋等に設置する設備」、「新たに設置する建屋等」、「新たに設置する設備等」の3つに分割しています。

今回、「新たに設置する建屋等」に係る申請書について、これまでの国の審査を踏まえ、記載の適正化を行いました。



特定重大事故等対処施設の概要図

※ 特定重大事故等対処施設

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、2013年7月施行の新規制基準において、設置が要求されているもの

以 上